

## 良質の医療を継続的に提供し得る 医業経営のために

### 第15回日本医業経営コンサルタント学会東京大会開く

編集部

(社)日本医業経営コンサルタント協会は6月9、10の両日、東京・江東区のホテルイースト21で第15回日本医業経営コンサルタント学会東京大会を開いた。「未来からの投影～良質の医療を継続的に提供し得る医業経営のために～ …効率と満足へ医業経営コンサルタントの挑戦」をテーマに、小泉元首相による特別講演、シンポジウム2題、一般演題32題の発表が行われた。ここでは両シンポジウムのポイントと小泉元首相の特別講演を採録する。

#### 特別講演

「日本の歩むべき道」小泉純一郎(元内閣総理大臣)

#### シンポジウム1

「医療機関の消費税とこれからの税制改正等の動向」

座長: 松田紘一郎(当協会理事/認定登録 医業経営コンサルタント、医療費財源に関する検討会委員長/税理士・公認会計士)  
 パネラー: 梶原 優((社)日本病院会副会長/当協会理事、医療費財源に関する検討会委員)  
 奥村 尚弘(認定登録 医業経営コンサルタント、医療費財源に関する検討会委員)  
 佐藤 正雄(認定登録 医業経営コンサルタント/税理士)  
 松本 正春(税理士)

#### シンポジウム2

「患者にとって本当に必要な医療連携とは何か

～生活者の立場から考える～ 東日本大震災後の被災状況を交えて」

座長: 秋山 正子(白十字訪問看護ステーション・白十字ヘルパーステーション総括所長)  
 パネラー: 川又 竹男(厚生労働省老健局 振興課長)  
 宇都宮宏子(京都大学医学部附属病院 看護部管理室地域ネットワーク医療部 師長)  
 唐渡 敦也(癌研有明病院 医療支援センター長)  
 中村 順子(日本赤十字秋田看護大学看護学部 准教授)

#### シンポジウム①

### 消費税に関する協会提言を巡って

日本医業経営コンサルタント協会の調査・推計によれば、医科診療所全体で年に概算2,018億円、全病院で同1,974億円の消費税の「損税」負担が強いとされている。一方、社会保障と税の一体改革に取り組む政府・与党では、現在5%（地

方消費税分を含む)の消費税率を、10%へと段階的に引き上げる議論が行われている――。

こうした状況の中で、日本医業経営コンサルタント学会のシンポジウムのテーマに、「医療機関の消費税とこれからの税制改正等の動向」が選ばれ

たのは、時宜にかなったものといえる。このシンポジウムでは、協会が昨年10月に公表した提言(図表1参照)を基に、多様な立場のパネラーを迎えて、活発な議論が行われた。

提言の中で、主に議論の対象となったのは②と④。まず、

## ●図表1 消費税に関する協会の提言の内容

- ①国家・地方財政の歳出の無駄の見直し、削減の実施を前提に、諸外国並みの消費税率(付加価値税率)のアップに賛成すること
- ②納税者番号によるインボイス方式を採用し、複数税率にすること
- ③消費税そのものを、医療・福祉などの目的税とすること
- ④医療機関を課税事業者に改めること

④については、日本病院会副会長の梶原優氏が、「医療への課税を打ち出している点は、病院団体にとって感謝すべきことだ」と語った。その上で、消費税分を直ちに患者に返すことで、患者に負担をかけないようにする仕組みを、抜本的な解決策として提案した。

これに対し、国税庁OBで税理士の松本正春氏は、「ヨーロッパでも、医療は政策的な配慮から非課税となっている。こうした流れの中で、日本だけが課税に改めるためには納得できる理由が必要だ」と、さらに議論を深める必要性を訴えた。

また②のうち複数税率については、税理士の佐藤正雄氏が「導入しても、消費税の逆進性を緩和する効果は薄い」として、非課税を「税率ゼロ」と考える案を出した。これに対して梶原氏は、「医薬品を例にとれば、卸、メーカーといった流通段階では5%の税率がついてまわっている。こうした企業は医療機関以外とも



取引をしていることから、ゼロ税率の導入は難しいだろう」と話し、否定的な見方を示した。

そして、複数税率導入の前提といえるインボイス(伝票)方式。受け取った消費税額から支払った消費税額を差し引く際、インボイスにより、中間段階で受け渡しされた税額の把握を条件とする仕組みだ。これについて佐藤氏は、「中小事業者の事務負担の増加や、インボイスの偽造・不正売買の恐れがあるし、インボイスを発行できない事業者が取引から排除されかねない」と導入に反対を表明。松本氏も、中小企業団体の反対などを理由に導入に慎重な姿勢を示した。

なおこのシンポジウムでは、「不公平税制」という視点から、医療機関の消費税問題の解決を求めた議論が目についた。たとえば梶原氏は、「診療報酬で上乗せされたのは36項目に

過ぎず、その点数を算定しているかどうかで、医療機関や患者の間で不公平が生じている」と指摘した。当協会の調査で集計作業に携わった奥村尚弘氏も、分業している診療所では控除対象外消費税(損税)は医業収益の1.25%なのに対し、非分業では1.73%に達するなど具体的なデータを示し、分業か否か、診療科目、急性期・慢性期といった医療機能によって差がある実情を報告した。

最後に、座長で当協会理事の松田絃一郎氏が、「noblesse oblige」という言葉を示した。「高貴なる者の義務」という意味のフランス語だ。松田氏は、消費税の改善を要求するなら、同時に「義務」を果たさなければならぬと強調して締めくくった。筆者は、今学会のテーマである「良質な医療の継続的な提供」のことだと受け止めた。